

懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立中学校教諭（男性・40歳代）
- 2 処分内容 減給10分の1 1月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和元年（2019年）11月29日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和元年（2019年）9月、部活動（バドミントン）の大会引率の際に、生徒の態度について個別に指導を行うため、生徒を壁側に立たせようと後頭部を右手で押したところ、生徒がバランスを崩し右側頭部を壁にぶつけ、全治8日間のけがを負わせた。
- 6 関係者の処分 被処分者の上司
校長 文書訓告

【参考】懲戒処分の指針【抜粋】

2 体罰等

- (1) 体罰により、児童生徒を負傷させた職員は、減給又は戒告とする。ただし、児童生徒が死亡し、又は重大な後遺症（失明等）を残す負傷を負った場合は、免職又は停職とし、児童生徒が重傷を負った場合は、停職又は減給とする。
- (2) 前号以外の場合であっても、過去に体罰により処分（訓告等の措置を含む。）を受けた職員が体罰を行った場合は、減給又は戒告とする。

問い合わせ先
熊本市教育委員会教職員課
TEL：328-2720
課長：岩崎 高児